

## アフターケアと社会復帰の促進について

### 1 アフターケア

アフターケアは、実施要領（平成元年3月20日付け基発第127号）において、

症状が固定した後においても、後遺症状に動揺をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれがある場合に、予防その他の保健上の措置を講じ、被災労働者の労働能力を維持回復し、円滑な社会復帰を促進するために実施するもの

とされている。



この実施要領の規定から、アフターケアの対象は、次の2つの要件を満たす傷病と解することができる。

- ① 「後遺症状に動揺をきたすおそれがある傷病」又は「後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれがある傷病」
- ② 「予防その他の保健上の措置」を講じることによって、「後遺症状の動揺」又は「後遺障害に付随する疾病の発症」を予防することができる傷病

### 2 社会復帰

アフターケアは、労災保険法（労働福祉事業）第29条第1項第1号に規定する

被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業

として行われている。



アフターケアにおける「社会復帰」については、少なくとも次の3つを満たすことが必要である。

- ① 療養を必要としないこと（治癒後であり、再発とならない）
- ② 社会生活を続けること
- ③ 治癒時点の生活機能が維持されていること

### 3 アフターケアによる社会復帰の促進

現在のアフターケアは、上記1のとおり、「予防その他の保健上の措置」を講じることによって、「後遺症状の動揺」又は「後遺障害に付随する疾病の発症」を予防するものであり、上記2において示した①から③を満たすことができるものである。よって、アフターケアは、被災労働者が自立や職場復帰に至らない場合であっても、円滑な社会復帰を促進するために必要なものといえることができる。